

委員が村長・副村長と意見交換

千早赤阪村農委

千早赤阪村農業委員会(仲野清秀会長)は7月8日、南本齋村長、稲山喜与一副村長と農業委員13人、推進委員3人で「千早赤阪村の農業施策」について意見交換を行った。

昨年度の第5次総合計画の策定を契機に、南本村長より「第一次産業が村の主要産業であるという考えのもと、農業者の代表たる農業委員会の意見を伺い、今後の農業施策を検討したい」との打診が農業委員会にあり、昨年11月に続いて2度目の開催に至った。

意見交換では委員から地域農業の現状を踏まえ、様々な意見が寄せられた。

鳥獣害対策については、各農家が個人で対策しているため限界があり、組織で取り組める体制を構築して欲しいという要望が挙がった。

また、村内に意欲的な担い手が出て来ているが、営農にあたり利便性の悪い箇所が多く、仮に大規模な圃場整備が困難であっても農道の整備から進める必要性があるとした。

この他、村内で担い手の減少・

高齢化が進む中で、効率的な営農を図るため、ICTなどを活用した「スマート農業」の実現についても意見が挙がった。

更に若者に農業へ関心を持ってもらえるよう、テレビやSNSなどの媒体を通じて行政と若者が繋がり、魅力ある農業の情報発信をして欲しいと要望。本気で農業を志す若者に対し、ベテラン農業者である自分たちが知恵を伝授するなど尽力したいという意見表明もあった。

こうした意見に対して南本村長からは、「村の財源が限られているため、国や府のメニューの活用も見据えて検討していきたい」とした上で、「大規模な農業施策をする上では、地元の

協力や熱意が不可欠なので、地域の中心的な立場にある委員の皆さんにぜひ協力いただきたい」との要請があった。

また、遊休農地の活用に向けては、農業は儲からないという認識が根強く、自分の所有地以外にも遊休農地を借りて耕作しようとする人がいないことに言及。「農業が魅力があるものと感じてもらえるようにするにはどのようなすれば良いか考える必要がある。就農希望者を積極的に迎え入れるなど、これまでに先人が農業にかけた努力が無駄にならないように努めたい」と決意が述べられた。

仲野会長は、「委員全員に参加してもらおうことで、村の農業



開会にあたり挨拶する仲野会長

3年3耕作の取扱い継続協議

第2回業務推進検討会

大阪府農業委員会職員協議会(会長・笹川吹田市農委事務局長)は7月11日、大阪市内・J Aバンク大阪信連事務センターで令和4年度第2回農地法等業務推進検討会を開いた。

検討会では、今年3月31日付け農水省農村振興局長通知で、「農地取得後3年以内は転用を認めない運用について」一律に

定めるのは適切ではないと記されたことについて引き続き協議。大阪府では、農地取得後3年間、3耕作しなければ原則農地転用は認めない取扱いをしている。

今回の協議では、取扱いを残す意見としては、「転用の抑止になる」、「農地として使ってもらうことの説明がしやすい」、「下限面積撤廃と3年3耕作の

運用の両方がなくなれば投機目的に利用される」、「新規就農者にはハードルが必要」といった意見が挙がった。一方、廃止する意見としては、「3年の経過と同時に転用するケースもあり、あまり意味がない」、「法律上3年を根拠とするのは困難である」等の意見が出た。

この日は、京都府農業会議から曾澤参事がオブザーバー参加し、京都府内での取り組みについて情報提供があった。京都では現在、3年3耕作の誓約書を

取るように行政指導している。耕作目的で農地を取得する者にとって3年3耕作の誓約をすることは、過大な負担にならず、誓約を拒む場合には、その理由を聞くことも可能となることから、行政指導を継続している。

「農水省は、3年を経過しないうちに転用申請がされた場合、転用は認めない指導は適切でないとしているが、これは農地法第4条、5条の転用申請のことであって、3条申請時に誓約書を取らない理由とは切り離して

考えるべき」と運用の背景にある考え方を説明した。

このことについては、今後も継続して協議することを確認した。

この他、農業委員会の最適化活動の目標設定・活動記録について、大阪府から基盤強化法改正による、目標地図の素案策定に向けた状況調査について説明があり、市町村の実態を踏まえながら意見交換を行った。

(松岡)